

生コンクリート仮設プラント設置事業 企画提案募集要項

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

災害復旧事業を円滑に推進するためには、需要に見合う大量の建設資材が必要となり、国、県、市等が発注する災害復旧工事等への安定的な供給が課題となっている。

公共工事で使用する生コンクリートは、ダム建設などで使用する工事用仮設プラントを除き、民間プラントから購入することが基本である。

しかしながら、主に珠洲市大谷地区及び輪島市町野地区周辺において、災害復旧工事の一時的な需要増加により既設プラントの製造出荷能力が対応できることや、供給現場が既設プラントから遠方で運搬時間がかかり現場受入れ時の品質確認等が困難な状況となっていることから、現場への生コンクリートの安定供給に支障をきたしている。

このため、県等の公共が関与して生コンクリート仮設プラント施設を確保する必要があることから、事業者が県等との履行協定に基づき、災害復旧工事等向け生コンクリート仮設プラントを設置し、対象工事に生コンクリートを供給する事業の企画提案の提出を招請するものである。

(2) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年度から令和11年度まで

(3) 主な事業箇所

石川県珠洲市大谷地区～輪島市町野地区周辺

2. 企画提案

(1) 企画提案の内容

生コンクリート仮設プラント事業の実施のための事業計画、供給確保体制及び品質確保体制、生コンクリート販売価格とする。

①. 事業計画

- 1) 建設・撤去計画
- 2) 資金計画
- 3) 環境への配慮計画
- 4) 緊急時の対応

②. 供給確保体制及び品質確保体制

- 1) 原材料の調達計画
- 2) 運営・管理計画
- 3) 品質管理計画

③. 生コンクリート販売価格

- 1) 価格及び価格の算定根拠

(2)企画提案の条件等

①. 本事業の設置運営主体

事業者自ら生コンクリートの設置及び運営を行うことを基本とする。

②. 事業内容

事業者は、履行協定に基づき、自らプラントの建設、運営管理、撤去等を行い、その事業に要する総事業費を対象工事への生コンクリート販売代金で回収するものとする。

③. 生コンクリート仮設プラントの規模

仮設プラントの設置箇所は、1箇所とする。

仮設プラントの1サイクル当たりの最大製造能力は2.0m³程度とする。

④. 対象工事への生コンクリート供給

対象工事に供給する「生コンクリート仕様内訳」、「生コンクリート必要量」は別紙1のとおり、「生コンクリート供給範囲」は、別紙2のとおりを予定している。

⑤. 事業実施上の条件等

1) 事業用地は、別紙2に記載の県有地とし、事業終了後は現況復帰するものとする。

2) 現材料となる骨材は、県内の生コンクリート工場の製造に影響を与えないよう調達すること。

3) 生コンクリートは、事業者が工事現場まで配送すること。

4) コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理等の技術的業務を行うコンクリート技士、コンクリート主任技士等の資格者を常駐で配置すること。

5) 生コンクリートの品質管理は、JIS A 5308に準ずること。

6) 令和8年度内に、生コンクリートの供給を開始すること。

7) 本事業に伴う設備等は、事業終了後、事業者が速やかに撤去すること。

8) 企画提案の「生コンクリートの販売価格の妥当性(価格及び価格の算定根拠)」は、令和8年1月時点の価格により提案を行うこと。なお、県有地の借地料は有償とし、費用算出に当たっては以下の金額を使用面積及び期間に応じて、按分すること。

・基準額(7,000 m³、1年(12カ月)あたり): 1,232,770 円

3. スケジュール

事業者選定の手順及びスケジュールは、表1のとおり実施する予定である。

なお、書類等の交付や受付等については、特に定めるもの以外は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

表1 事業者選定の手順及びスケジュール

日 程	内 容
令和8年1月16日(金)	公示・企画提案募集要項等の交付
令和8年1月19日(月)～令和8年1月30日(金)	参加表明書受付
令和8年1月19日(月)～令和8年1月23日(金)	質問の受付
令和8年1月28日(水)	質問に対する回答
令和8年2月 2日(月)～令和8年2月 6日(金)	企画提案書の受付
令和8年3月上旬(予定)	事業者の決定 審査結果の通知及び公表

4. 企画提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 企画提案書の提出者に要求される資格

企画提案書を提出しようとする者は、以下の要件を満たす複数の企業で構成する共同企業体とする。

- 1) 共同企業体は、必要な諸手続等及び仮設プラントの所有、管理を行う権限を有する代表者をあらかじめ定めること。また、共同企業体の構成員の役割分担を明確にすること。
- 2) 代表者は奥能登土木総合事務所管内に生コンクリート工場を有する企業であること。
- 3) 代表者以外の構成員の一者は、県内に生コンクリート工場を有する企業であること。
- 4) 上記2)および3)以外の構成員は、県内の企業であること。
- 5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 6) 企画提案書の提出期限の日から事業者決定までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 7) 企画提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
なお、「資本関係又は人的関係がある者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である(以下同じ。)。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する者とする。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する者とする。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(ウ) その他、(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

- 8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定後、石川県が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。)でないこと。

- 9) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

5. 参加表明書

本事業の参加、企画提案書の提出を希望する場合は、次のとおり参加表明書を事前に提出するものとする

(1) 提出様式

- ・生コンクリート仮設プラント設置事業企画提案 参加表明書(様式1)
- ・役員名簿
- ・業態調書
- ・生コンクリート工場を有し、その所在地を証するもの(登記事項証明書など)

(2) 受付期間

令和8年1月19日(月)午前9時～令和8年1月30日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

電子メール(ファイル添付)にて提出すること。電子メールの場合は必ず電話による着信確認を行うこと。又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)にて提出すること。
FAXによる提出は受け付けない。

(4) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
石川県 土木部 監理課 技術管理室
電話 076-225-1787
電子メール e252100@pref.ishikawa.lg.jp

6. 本企画提案募集要項等に関する質問及び回答

本企画提案説明書等の内容に関して、次のとおり質問の受付を行うものとする。

なお、この方法以外での質問は受け付けないものとする。

(1) 質問受付期間

令和8年1月19日(月) 午前9時から令和8年1月23日(金)午後5時まで

(2) 質問提出方法

「生コンクリート仮設プラント設置事業企画提案に関する質問書」(様式2)に質問の内容を簡潔にまとめ、必要な事項を記載の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。電子メールの場合は必ず電話による着信確認を行うこと。

なお、質問書の提出に当たっては、必ず下枠内のとおり件名等を記載すること。

件名:「(質問者名・提出日)生コンクリート仮設プラント設置事業企画提案に関する質問書」

提出先石川県 土木部 監理課 技術管理室

E-mail : e252100@pref.ishikawa.lg.jp

電話 076-225-1787

(3)質問に対する回答

質問に関する回答は、質問者名を伏せた形での回答を参加者に電子メールで行う。

回答日 令和8年1月28日(水)

7. 企画提案書の提出

(1)受付期間

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)午後5時まで(必着)

(2)提出方法

電子メール(ファイル添付)にて提出すること。電子メールの場合は必ず電話による着信確認を行うこと。又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)にて提出すること。
FAXによる提出は受け付けない。

(3)提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県 土木部 監理課 技術管理室

電話 076-225-1787

電子メール e252100@pref.ishikawa.lg.jp

電子メールの件名

「(共同企業体名・提出日)生コンクリート仮設プラント設置事業 企画提案書」

(4)提出書類

- ①. 生コンクリート仮設プラント設置事業企画提案書(様式3)
- ②. 事業者の概要(様式4)
- ③. 事業計画(様式5)
- ④. 供給確保体制及び品質確保体制(様式6)
- ⑤. 生コンクリート販売価格(様式7)
- ⑥. 生コンクリート仮設プラント設置事業費内訳書(自由様式)

(5)その他

- ①. 参加表明の提出を行わなかった者からの企画提案書は、受け付けない
- ②. 不備等がある場合は、提出期限までの修正・差替えが可能とする
但し、FAXによる修正・差替えは認めない
なお、審査に当たって、事務局から追加資料の提出を求める場合がある

8. 審査方法

(1)選考手続き

企画提案書に基づき、参加資格を満たす者の中から、「生コンクリート仮設プラント事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)」において、書類審査・評価を行い、最優秀企画提案者及び次点企画提案者を決定する。

なお、選定委員会は非公開とする。

また、企画提案書の内容については、ヒアリング審査を行う場合がある。

(2)評価項目

事業提案を審査する際の項目は、おおむね以下のとおりとする

企画提案の内容	評価項目
事業計画の妥当性	建設・撤去計画
	プラント設備の調達方法
	工程を確実に管理するための提案
	設備の撤去及び敷地の現状復旧方法
	資金計画
	資金調達の方法
	リスク回避の方法
	環境への配慮計画
	周辺住民の生活環境対策の提案
緊急時の対応	仮設プラントの復旧方針及び連絡体制
	仮設プラント復旧までの期間における生コンクリート供給体制
供給確保体制及び品質確保体制の妥当性	原材料の調達計画
	運営・管理計画
	必要人員の確保及び配置
品質管理計画	運搬車両確保の方法
	生コンクリートの品質管理方法及び体制
生コンクリート販売価格の妥当性	価格及び価格の算出根拠
	価格

9. 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①. 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ②. 「4 応募資格に関する事項」に該当しない、又は応募資格を有すると判断できない場合。

10. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、全ての応募者への書面により通知する。

なお、審査内容、審査結果に関する問い合わせ及び意義申立ては、受け付けない。

最優秀企画提案者の応募者名、企画提案の概要等については、別途、石川県のホームページに掲載する。

11. 履行協定の締結

石川県は、選定委員会が選定した最優秀企画提案者と速やかに生コンクリート供給に関する事項(予定数量、生コンクリート単価等)を定めた履行協定について協議を行い、協議が整った場合は、履行協定を締結し、当該最優秀企画提案者を事業者として決定する。

ただし、最優秀企画提案者と協定の協議が整わなかった場合は、次点企画提案者と協定締結に向けた協議を行い、協議が整った場合は、事業実施に関する履行協定を締結し、次点企画提案者を事業提案者として決定する。

12. その他

(1) 提示資料の取り扱い

石川県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない

(2) 企画提案に係わる言語等

企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする

(3) 提案書類に係る著作権の取扱い

提案書類に係る著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、石川県は、提出書類に記載されたデータを使用できるものとする。

(4) 費用の負担

参加に関し必要な費用は、応募者の負担とする

(5) 関係機関との手続き

事業実施に伴い必要となる関係機関との手続きは、事業者が行うものとする

13. 担当窓口

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県 土木部 監理課 技術管理室

E-mail : e252100@pref.ishikawa.lg.jp

電話 : 076-225-1787

生コンクリート仕様内訳(単位:m³)

生コンクリート仕様	数量 (m ³)	摘要
18-5-40BB-60%以下	91,000	
18-8-25,40BB-60%以下	22,900	
18-8-25,40BB-65%以下	16,200	
18-8-20,25N-60%以下	100	
18-15-40BB-60%以下	54,000	
21-8-25,40BB-60%以下	3,200	
24-8-40BB-55%以下	15,700	
24-12-25,40BB-55%以下	700	
27-18-25N-65%以下	800	
30-12-25,40BB-50%以下	18,500	
30-15-40BB-50%以下	2,200	
合計	225,300	

生コンクリート必要量(単位:m³)

発注機関	R8 下半期	R9～R11 年平均	R8下半期 ～R11 総必要量
国	24,700	33,800	126,100
県	10,600	22,800	79,000
市	1,600	6,200	20,200
計	36,900	62,800	225,300

仮設プラント設置用地について

別紙2

供給範囲

供給範囲：赤枠内及び周辺



平面図



位置図

